

アライグマ被害にお困りの方へ

市では、アライグマ被害への対応策として捕獲許可申請を受け付けており、箱わなを貸し出ししております。被害内容に応じて担当課にご相談ください。

- ・環境被害 …生活環境課
- ・農業被害 …農業政策課

被害の例と相談先（担当部署）

被害例	被害の分類	担当部署
・自宅敷地内（庭先）の被害 ・所有物の破損 ・家庭菜園や庭の木の果樹の食害 ・ペットを襲う など	環境被害	生活環境課
・営農者（農作物を販売し、生計を立てている 農業者）の農業施設被害 ・出荷や販売目的の農作物被害 ・家畜を襲う など	農業被害	農業政策課

アライグマ以外の被害は？

原則として、野生鳥獣を捕獲することは違法ですが、アライグマは国外から持ち込まれた「特定外来生物」に指定されており、茨城県では防除実施方針を作成し捕獲・駆除に力を入れているので、市では捕獲許可申請を受け付けています。

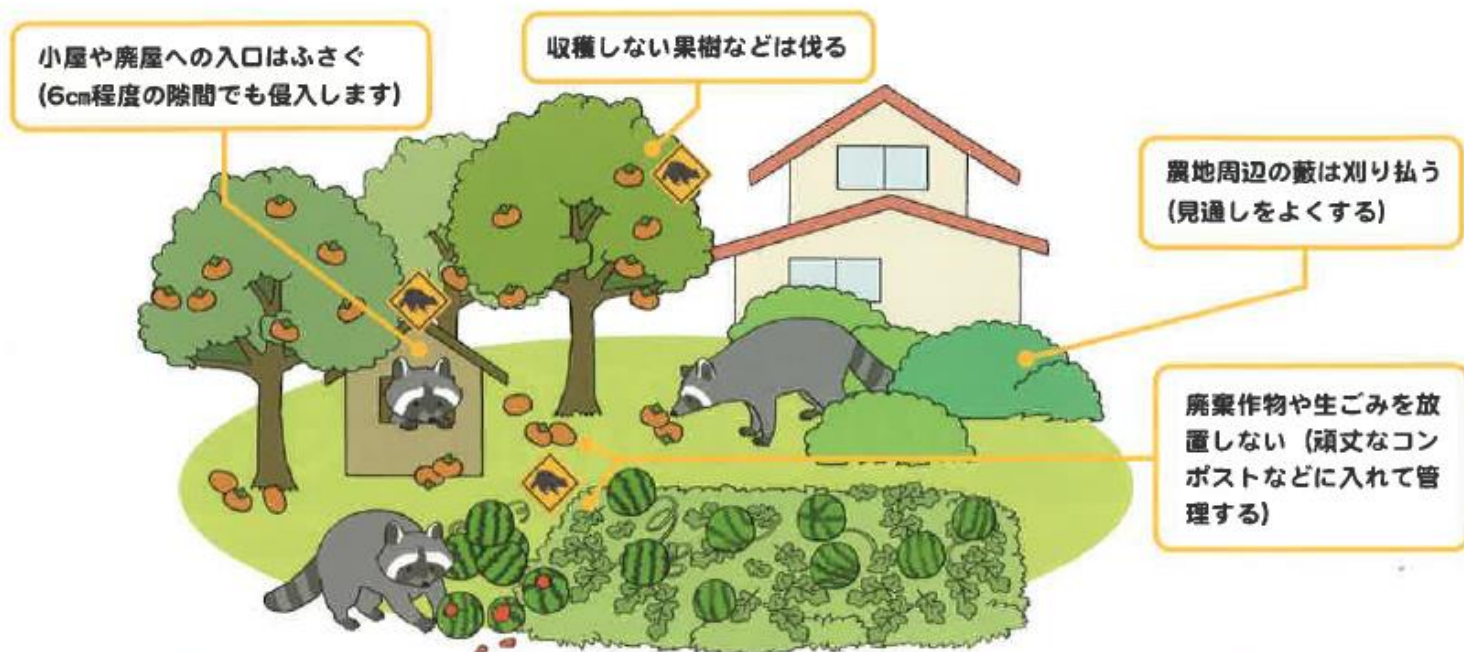
アライグマに似ているタヌキ・ハクビシン・アナグマなどは法律により保護することとされているため、生活環境や農作物などに被害があっても市では捕獲許可は出せないのをご注意ください（専門業者にご相談ください）。

注意！

- ・箱わなだけで被害は防げません。裏面の被害対策も行いましょう。
- ・捕獲許可がないまま捕まえることは違法です。自前でわなをお持ちの方も使用前に捕獲許可の申請をしてください。
- ・「見かけた」「庭にいる」といった、被害がないただの目撃情報では捕獲許可は出せません。無理に追い払おうとせず、落ち着いて様子を見てください。
- ・屋根裏や軒下など家屋への侵入に箱わなは効果がありません。専門業者にご相談ください。

アライグマの被害対策① 環境整備

アライグマが好きなものは、①甘みのある作物、②身を隠す茂み、③隠れ家となる小屋や廃屋です。こうした環境が整ってれば、アライグマにとって楽園です。



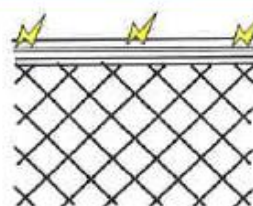
気づかないうちにアライグマの楽園を作り出していないか？

アライグマの被害対策② 侵入防止

農地へのアライグマの侵入を防ぐには、電気柵が効果的です。ネット柵や金網柵ではアライグマやハクビシンの被害は防げません。



- ✓ 電気柵は被害を受けやすい作物（トウモロコシ、果樹など）のみを対象にする
- ✓ 電気柵は収穫前から収穫終了までの期間のみ設置する
- ✓ アライグマは夜行性ですが昼も稀に活動するので、24時間通電する
- ✓ 設置期間中は電気柵の周囲の草刈りなど、適切な管理を心掛ける
- ✓ 一般的な電気柵以外にも、管理がしやすい中型獣用電気柵もあります



中型獣用電気柵

上部のみに通電部があり、設置や管理がしやすい



一般的な電気柵

アライグマなどの中型獣類の侵入を防止するためには10cm間隔で4段張りが必要です

正しい方法、適切な時期に電気柵を設置することで、効率的に被害を防ぐことができます。